

《出生届を提出された方へ》

海田町では乳幼児にかかる制度等として次のようなものがあります。
(詳しくはそれぞれの担当課・係へお問い合わせください。)

該当	欄	各種制度等	手 続 方 法 等 【必要なもの】	担当課・係 (連 絡 先)	窓口
	☐	住民票関係	○出生届提出後、出生児の住民票コードをお知らせする通知書を簡易書留で送付します。大切に保管してください。		
	☐	マイナンバー (個人番号)	○出生届提出後、出生児の個人番号をお知らせする個人番号通知書が、「世帯主」の方へ宛てて、転送不可の簡易書留で送付されます。郵便局での保管期間内に受け取りができなかった場合、一定期間海田町役場で保管しますので、必ず受取りにお越しください。(役場窓口での交付の場合、交付の際に本人確認をさせていただきます。)出生届と同時にマイナンバーカードの交付申請をされた場合(特急発行)は1週間程度でカードが送付されます。	住民課 戸籍住民係 (823-9205)	役場 2階 ②
	☐	国民健康保険	○出生児が国民健康保険に加入される場合は加入の手続きをしてください。	住民課 国保年金係 (823-9206)	役場 2階 ③
	☐	国民健康保険税 ・産前産後期間軽減届出	○国民健康保険に加入されている方が出産した場合、産前産後期間相当分の国民健康保険税が減額されますので、届出をしてください。 【納税義務者及び出産した方の個人番号確認書類・本人確認書類(マイナンバーカードなど)、出産日・単胎妊娠又は多胎妊娠の別等が確認できる書類(親子健康手帳(母子健康手帳)など)】	税務課 町民税係 (823-9204)	役場 2階 ①
	☐	乳幼児等医療	○中学校卒業までの乳幼児等の医療費を助成する制度がありますので、申請手続きをしてください。(0歳児以外は、保護者の所得制限があります。) 【マイナンバーのわかるもの(保護者、配偶者、出生児)、出生児の加入健康保険情報がわかるもの】 ※出生日から14日以内に申請手続きをしてください。14日を過ぎると申請日からの資格となりますのでご注意ください。申請書以外の健康保険の資格確認書などは後日提出可能です。		
	☐	児童手当	○18歳到達後最初の年度末(高校生年代)までの児童を養育されている方に児童手当が支給されますので、申請手続きをしてください。(公務員の方は職場での申請となります。) 【受給者・配偶者のマイナンバーのわかるもの、請求者の加入健康保険情報がわかるもの、請求者名義の普通預金口座のわかるもの】 ※出生の日の翌日から15日以内に申請手続きをしてください。申請が遅れると、支給開始月が遅れる場合があります。詳しくは担当課にお問い合わせください。	こども課 (823-9227)	役場 2階 ⑥
	☐	子育て家庭おむつ支給	○生後13か月未満の乳児を養育している家庭に、子育て支援センターでおむつを支給しますので、申請手続きをしてください。 ※詳しくは、こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザ(824-1225)にお問い合わせください。		
	☐	・保育施設(保育所、認定こども園など) ・放課後児童クラブ ・支給認定(2号・3号)	○現在保育施設(保育所、認定こども園など)又は放課後児童クラブに在籍している場合で、出産に伴い家庭で保育が可能となる方についてはお知らせください。 ○支給認定(2号・3号)を受けている方は、出産日によって支給認定期間の変更手続きが必要となります。 ※現在幼稚園に通っている方は、園にご確認ください。		
	☐	子育て応援給付金	○おおむね生後2か月頃にご自宅に訪問する「赤ちゃん訪問」時に申請書をお渡しします。		
	☐	予防接種	○おおむね生後2か月から予防接種を始めます。 予防接種手帳、予防接種券、予防接種に関する冊子、日程表等をお渡しします。【親子健康手帳(母子健康手帳)】	健康づくり推進課 (823-4418)	役場 2階 ⑤
	☐	町営住宅	○町営住宅にお住まいの方が出産された場合は、異動届の手続きをしてください。【マイナンバーカード】	まちデザイン課 (823-9634)	役場 3階

※ 上記は、海田町に住民票のある方の手続きの一覧になります。

住所地が異なる方は、お住まいの市区町村で手続き等を確認してください。